

# 第23回 定時株主総会 招集ご通知

平成30年6月22日（金曜日）午前10時  
受付開始 午前9時

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2  
ラフレさいたま 4階 櫛の間

本年より株主総会当日にお配りしておりましたお土産  
は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜ります  
ようお願い申し上げます。

議決権行使期限  
平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで

## 目次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	4
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30
株主総会参考書類	33
第1号議案 取締役8名選任の件	33
第2号議案 監査役4名選任の件	38
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決 定の件	40

株主各位

証券コード 3648  
平成30年6月5日  
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

**AGS株式会社**

代表取締役社長 **石井 進**

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3頁の「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	平成30年6月22日（金曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2 ラフレさいたま 4階 樺の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第23期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
- ◎会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」となります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ags.co.jp/>)

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 平成30年 6月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2  
ラフレさいたま 4階 櫛の間

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年 6月21日（木曜日）午後5時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成30年 6月21日（木曜日）午後5時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 【インターネットによる議決権行使の際の注意点】

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。  
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

## 【議決権行使サイトについて】

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027 （受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

提供書面

# 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策の効果もあって、企業収益や雇用・所得環境の改善が続ぎ、緩やかな回復基調となりましたが、米国の政策不透明感、アジアを中心とした新興国経済の動向、世界的な地政学的リスクの高まりなどの影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属します情報サービス産業においては、金融機関におけるシステム統合案件や官公庁・地方自治体におけるマイナンバー制度への対応など大型システム投資案件が終息しつつあるものの、「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「Fintech」などの活用による競争力強化や生産性向上のためのIT投資意欲が高まっており、引き続き堅調に推移していくものとみられます。

このような経営環境の下、当社グループは、経営目標である「持続的に成長可能な経営基盤の構築」の更なる前進を図るべく、長期経営計画「Challenge 2021セカンドステージ」の初年度として、中長期的な「競争力の強化」に注力し、新規事業・新規サービスの創出、既存サービスの改善及び働き方改革の推進など、事業構造の改革に取り組んでまいりました。

まず、事業戦略面では、当社中核事業であるデータセンタービジネスの拡大に向け、第三世代のIaaS基盤「プライベートクラウドQuick III」サービスの提供を開始したほか、業務効率化の有効な手段として、定型業務処理を自動化できる「RPA導入支援サービス」の提供を開始するなど新たなサービス提供への取組みを推進してまいりました。また、クラウドサービスにおけるセキュリティ規格「ISO/IEC 27017」の認定を取得し、当社のデータセンターのセキュリティレベルを更に上げることで、お客様からの信頼感を高めるとともに、「SaaS型標的型攻撃メール対応訓練サービス」の提供を開始するなどセキュリティビジネスの強化に努めてまいりました。

組織・体制面では、将来的な人材不足への対応と永続的な当社グループの活力・競争力の確保を目的に、シニア社員が有するスキル・知識経験を最大限に発揮できるよう「65歳までの定年延長」を埼玉県のIT企業で初めて実施いたしました。また、社員の健康を重要な経営資源の一つであると捉え、健康増進イベントの開催や健康ポイント制度の導入、インターバル出勤制度の導入など様々な取組みを行ったことにより、経済産業省と日本健康会議

が共同で実施する「健康経営優良法人2018大規模法人部門（ホワイト500）」に認定されました。

社会貢献活動では、「AGS四季彩の森」での森林づくり活動に加え、「見沼たんぼグリーンウォーク」への継続的な参加など環境保全活動に積極的に取り組むとともに、将来の職場選択の幅を広げてもらうことを目的とした小学生向け「プログラミング体験」や「創造する力」と「つくる技術」を習得することを目的とした高校生向け「スマホアプリ・プログラミングキャンプ」など地域に密着した取り組みを行いました。

当連結会計年度の業績につきましては、ソフトウェア開発が減少したものの、システム機器販売及び情報処理サービスの増収などにより、売上高は、19,471百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

利益面では、人件費などの一般管理費の増加により、営業利益は819百万円（前連結会計年度比1.9%減）、経常利益は864百万円（同0.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に退職金制度の変更による特別利益を計上した影響などから、前連結会計年度比では59.9%減の570百万円となりました。

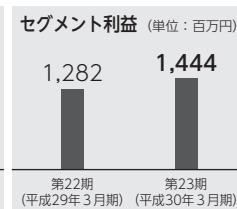
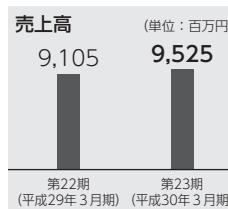
	第22期 (平成29年3月期)	第23期 (平成30年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	18,690	19,471	781増	4.2%増
営業利益	834	819	15減	1.9%減
経常利益	872	864	7減	0.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	1,423	570	852減	59.9%減

セグメント別の業績に関しては以下のとおりであります。

## 情報処理サービス

売上高  
**9,525**百万円  
(前連結会計年度比4.6%増)

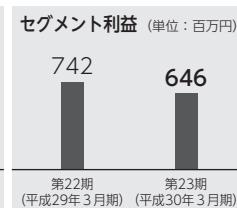
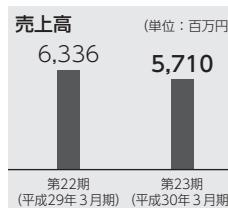
一般法人向けインフラサービス案件の増加などにより、売上高は9,525百万円（前連結会計年度比4.6%増）、セグメント利益は、売上高の増加並びに減価償却費の減少などにより1,444百万円（同12.7%増）となりました。



## ソフトウェア開発

売上高  
**5,710**百万円  
(前連結会計年度比9.9%減)

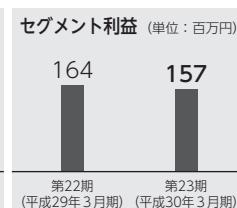
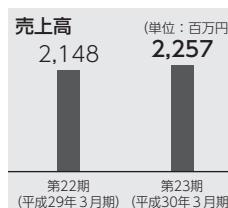
一般法人向けソフトウェア開発案件の減少などにより、売上高は5,710百万円（前連結会計年度比9.9%減）、セグメント利益は646百万円（同12.9%減）となりました。



## その他情報サービス

売上高  
**2,257**百万円  
(前連結会計年度比5.1%増)

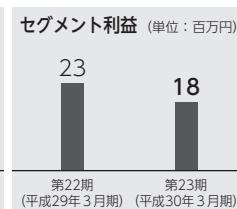
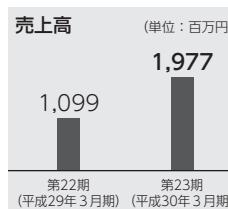
金融機関向け共通基盤構築案件の増加などにより、売上高は2,257百万円（前連結会計年度比5.1%増）、一方、セグメント利益は、利益率の低下などにより、157百万円（同4.5%減）となりました。



## システム機器販売

売上高  
**1,977**百万円  
(前連結会計年度比79.8%増)

一般法人向け機器販売が増加したことなどにより、売上高は1,977百万円（前連結会計年度比79.8%増）、一方、セグメント利益は、利益率の低下などにより、18百万円（同19.1%減）となりました。



## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、781百万円であり、主なものはクラウド関連投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により78,000株の新株式を発行し、65百万円の資金調達を行いました。

## (2) 対処すべき課題

情報サービス産業は、お客様のパートナーとしてビジネス変革の支援を行う知識集約型産業として、いまや、社会や暮らし全般を支えるわが国の基幹産業に成長しており、非常に重要な社会的使命を担っているといえます。企業が情報サービスに求めることは「省力化」から「情報の戦略的利用」に移ってきており、情報システムは、「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」及び「Fintech」といったキーワードに代表されるように、競合他社との差別化、あるいはこれまでにない新たなビジネスの創出を目的に構築されるなど、情報サービスを取り巻く環境や顧客ニーズは大きく変化しております。

こうした事業環境のもと、IT技術の歴史的変革への確かつ迅速に適応し、高品質・高付加価値のサービスを提供することで、当社グループの企業理念である「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献」し、経営目標である「持続的に成長可能な経営基盤の構築」の更なる前進を図るべく、長期経営計画「Challenge 2021セカンドステージ」の重点施策として、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① データセンタービジネスの強化・拡大

IT技術の高度化、複雑化に即したサービス基盤の刷新により、新たなマーケットの開拓と、新たなクラウドサービスを創造する等、データセンタービジネスの強化・拡大を推進いたします。また、業務・運用部門においては、BPO業務の受託拡大に向けて、当社保有の事務処理の専門ノウハウやインフラ設備を有効活用し、品質・安全性・生産性を向上させた高付加価値サービスの提供に取り組んでまいります。

### ② SIビジネスの変革・強化・拡大

「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」などの次世代ITテクノロジーへの取組みを加速させ、各テクノロジーを活用した付加価値の高いシステム構築が可能な企業へ変革を図ってまいります。また、情報基盤・情報セキュリティサービスの専門組織を組成し、情報基盤・セキュリティビジネスの拡大を推進いたします。併せて業務・ITスキルの習得などの人材育成、ソフトウェア品質・生産性の向上などを継続的に実施し、SIビジネスの強化・拡大を図ってまいります。

### ③ 新規事業・サービスの創出

成長の源泉として新たなサービスや商品を創出することが重要であるとの認識のもと、企業における戦略的IT活用ニーズの高まりに対応し、新たな付加価値を提供する新規事業の創出を図るとともに、IT技術革新へ適応した新規サービスの創出を図ってまいります。

### ④ 営業戦略の拡充と実効性の向上

顧客のビジネス環境変化に対応するため顧客リレーションを強化し、提案型のソリューション営業の一層の強化を図るとともに、新規顧客開拓、既存顧客の深堀を通じて、強固な顧客基盤を構築してまいります。併せてアライアンス先との関係強化などにより販売チャネルを拡大し、営業戦略の拡充と実効性の向上を図ってまいります。

### ⑤ 競争力強化に向けた人事施策の推進（働き方改革の推進）

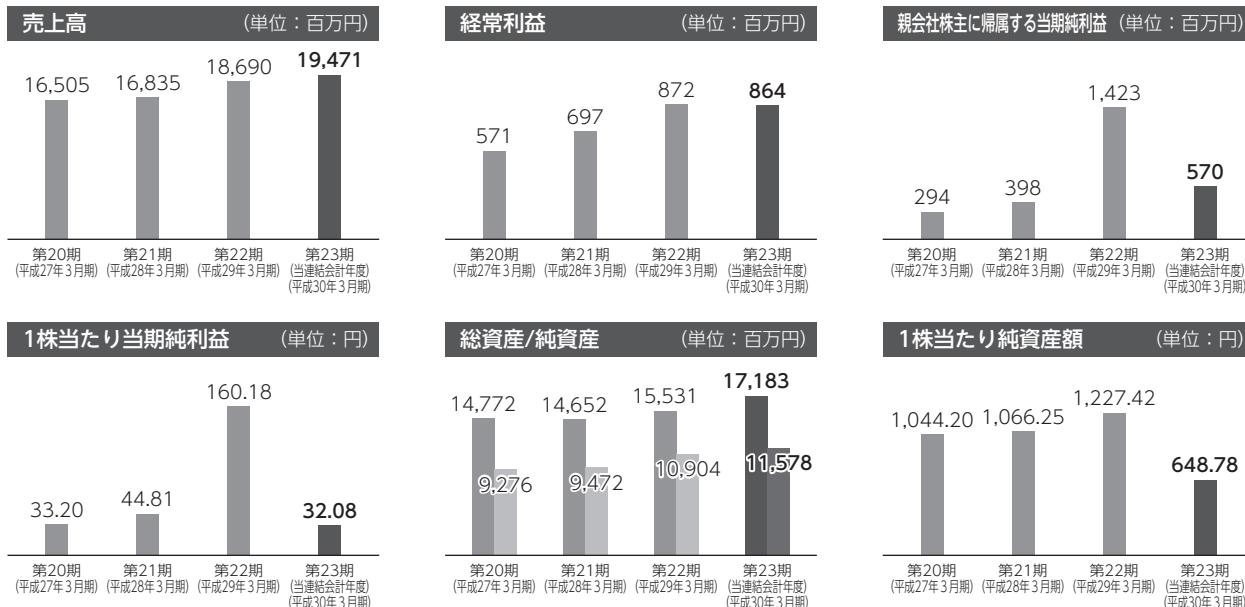
多様な働き方の環境を整備し、社員が最も働きやすい会社となるため働き方改革を推進いたします。併せて、チャレンジ意欲ある若手・女性社員の積極的な登用や、シニア層が活躍できる機会の創出などにより、当社ビジネスの競争力強化を図ってまいります。

### ⑥ 経営基盤高度化とCSR活動の推進

M&Aや新規市場への参入、オフショア開発等による経営環境の変化に対応できるよう、内部管理体制のレベルアップを継続的に図ってまいります。また、CSR活動については、社会貢献活動を更に充実させる等、積極的に推進しステークホルダーの満足度を高めてまいります。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



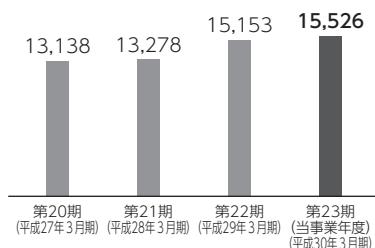
		第20期 (平成27年3月期)	第21期 (平成28年3月期)	第22期 (平成29年3月期)	第23期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	16,505	16,835	18,690	19,471
経常利益	(百万円)	571	697	872	864
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	294	398	1,423	570
1株当たり当期純利益	(円)	33.20	44.81	160.18	32.08
総資産	(百万円)	14,772	14,652	15,531	17,183
純資産	(百万円)	9,276	9,472	10,904	11,578
1株当たり純資産額	(円)	1,044.20	1,066.25	1,227.42	648.78

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

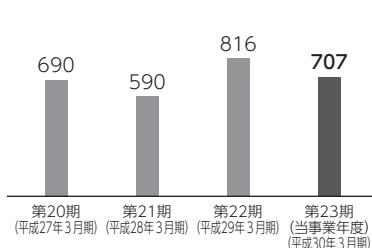
2. 平成29年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

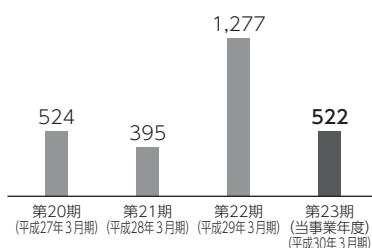
売上高 (単位：百万円)



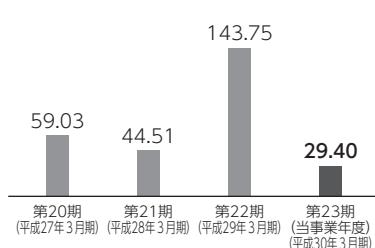
経常利益 (単位：百万円)



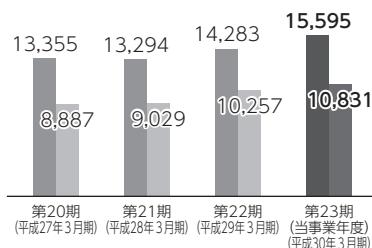
当期純利益 (単位：百万円)



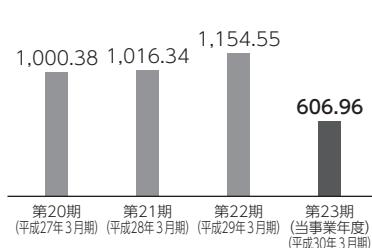
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第20期 (平成27年3月期)	第21期 (平成28年3月期)	第22期 (平成29年3月期)	第23期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	13,138	13,278	15,153	15,526
経常利益	(百万円)	690	590	816	707
当期純利益	(百万円)	524	395	1,277	522
1株当たり当期純利益	(円)	59.03	44.51	143.75	29.40
総資産	(百万円)	13,355	13,294	14,283	15,595
純資産	(百万円)	8,887	9,029	10,257	10,831
1株当たり純資産額	(円)	1,000.38	1,016.34	1,154.55	606.96

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

2. 平成29年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
AGS ビジネスコンピューター株式会社	30	100.00	情報処理サービス、ソフトウェア開発、その他情報サービス、システム機器販売
AGS プロサービス株式会社	30	100.00	情報処理サービス、その他情報サービス (人材派遣業)
AGS システムアドバイザー株式会社	30	100.00	その他情報サービス (ITコンサルティング、BCMコンサルティング、情報セキュリティコンサルティング)

#### (5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
情報処理サービス	受託計算サービス、IDCサービス、クラウドサービス、BPOサービスなど
ソフトウェア開発	ソフトウェア開発及びソフトウェア開発に係わるコンサルティング業務など
その他情報サービス	パッケージ販売、ハード保守、人材派遣など
システム機器販売	システム機器、帳票、サプライ品などの販売

#### (6) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

当社	本社：埼玉県さいたま市浦和区 浦和ソリューションセンター：埼玉県さいたま市南区
AGS ビジネスコンピューター株式会社	本社：埼玉県さいたま市大宮区
AGS プロサービス株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区
AGS システムアドバイザー株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区

**(7) 使用人の状況** (平成30年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報処理サービス	986 (757) 名	50名増 (18名増)
ソフトウェア開発		
その他情報サービス		
システム機器販売		
合 計	986 (757) 名	50名増 (18名増)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、( ) 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社及び連結子会社は、情報サービスの総合的な提供を事業内容としており、同一の使用人が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
731 (349) 名	36名増 (18名増)	41.6歳	18.7年

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向者を含み、当社からの出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、( ) 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたり、当社グループからの出向者及び転籍者については、各社における勤続年数を加算しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 17,845,932株 |
| ③ 株主数         | 11,999名     |
| ④ 大株主 (上位12名) |             |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
A G S 社員持株会	2,045,100	11.46
大栄不動産株式会社	1,280,000	7.17
富士通株式会社	1,200,000	6.72
富士倉庫運輸株式会社	1,000,000	5.60
株式会社りそな銀行	800,000	4.48
株式会社ティー・アイ・シー	600,000	3.36
埼玉県民共済生活協同組合	600,000	3.36
千葉県民共済生活協同組合	426,000	2.39
武州瓦斯株式会社	401,000	2.25
第一生命保険株式会社	400,000	2.24
株式会社K S K	400,000	2.24
兼松エレクトロニクス株式会社	400,000	2.24

(注) 持株比率は自己株式 (150株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	石井 進	働き方改革推進室担当
取締役 (専務執行役員)	藤倉 広幸	事業推進本部長 兼システム統括部担当 兼クラウドビジネス推進室担当 兼新ビジネス戦略室担当
取締役 (常務執行役員)	及川 和裕	企画部・人事部担当
取締役	増古 恒夫	
取締役	森谷 由美子	
取締役	岡田 博之	
取締役	馬橋 隆紀	
常勤監査役	細沼 弘幸	
監査役	吉能 久芳	
監査役	白田 憲司	
監査役	橋本 光男	

- (注) 1. 取締役増古恒夫氏、森谷由美子氏、岡田博之氏及び馬橋隆紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉能久芳氏、白田憲司氏及び橋本光男氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役増古恒夫氏、岡田博之氏、馬橋隆紀氏及び監査役橋本光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役白田憲司氏は、上場会社の経理・財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

**(3) 事業年度中に退任した取締役及び監査役**

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小川 修一	平成29年6月22日	任期満了	取締役会長 公益社団法人埼玉県情報サービス産業協会会長
今井 明	平成29年6月22日	任期満了	社外取締役

**(4) 取締役及び監査役の報酬等****① 当事業年度に係る報酬等の総額**

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (5)	89,338 (14,400)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	25,008 (10,800)
合計 (うち社外役員)	13 (8)	114,346 (25,200)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議いただいております。

**② 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額**

社外取締役1名が、当事業年度において、子会社等から受け取った役員報酬等の総額は2,400千円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 増古恒夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 森谷由美子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に金融機関における監査役経験者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 岡田博之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に行政分野の情報化政策の有識者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 馬橋隆紀	平成29年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 吉能久芳	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。監査に有益な知識・経験を有し、当社の属する業界に関する豊富な知見から、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 白田憲司	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。上場会社の経理・財務部門における業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する幅広い知見に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 橋本光男	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。埼玉県副知事・全国知事会事務総長などの経歴があり、行政分野における豊富な経験に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. A G Sグループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「A G Sグループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。
    - (a) 法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
    - (b) 誠実・公正かつ透明に行動します。
    - (c) 基本的人権を尊重します。
    - (d) 社会的な責任を果たします。
    - (e) 情報の管理と守秘義務を徹底します。
  - ロ. 取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次のとおり定める。
    - (a) 経営者は、本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
    - (b) 本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれがあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。
  - ハ. A G Sグループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - ニ. 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
  - ホ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
- #### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。
  - ロ. 前記イの情報は、少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. A G Sグループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、A G Sグループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。
- ロ. リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ハ. 「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。
- ニ. 事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。
- ホ. 内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」及び「システム監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
- ヘ. 情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。
- ト. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。
- ハ. 取締役会は、原則月1回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。
- ニ. 取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、取締役及び執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「A G Sグループ企業理念」及び「A G Sグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。
- ハ. コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。

- 二. A G Sグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。
- ホ. 業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努めるとともに、その結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. A G Sグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「A G Sグループ企業理念」及び「A G Sグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、A G Sグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
- ハ. A G Sグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
- 二. 業務監査部は、A G Sグループにおける内部監査を実施または統括し、A G Sグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長および取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及び結果を取締役社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
- ホ. 監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- イ. 監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じ補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。
- ⑧ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- イ. 監査役の職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 監査役の職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- ⑨ 当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- イ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

**⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 前記イ、ロを明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

**⑪ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 監査役に対して第⑩項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ロ. 内部通報制度に基づき通報された事実は速やかに監査役へ報告する。

**⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ. 監査役職務の執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担する。

**⑬ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
- ロ. 監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

**⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- イ. A G S グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに対する取組み

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス・プログラム進捗状況等の協議を行いました。また、コンプライアンスに対する意識の醸成、及び知識の向上を目的とした階層別研修やAGSグループの全役員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、法令違反の未然防止に取り組みました。

### ② 損失の危険の管理に対する取組み

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において4回開催し、AGSグループ全体のリスク管理計画を策定し、大規模災害リスク、システムリスク、情報リスク等、個々のリスクの特性に応じた対応策の実施状況等を継続的にモニタリングするなど、全社的なリスク管理体制の整備・強化に取り組みました。

### ③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会を当事業年度において15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督がなされ、取締役会の実効性は確保されております。また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

### ④ 監査役の実効性の確保に対する取組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会を当事業年度において15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。なお、常勤監査役は経営会議その他重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧し、また、監査役会は、取締役社長、業務監査部並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性向上を図っております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化するために有効投資し、将来の業績向上を通じて、株主への利益還元を図っていく所存であります。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、1株当たり16円50銭（うち、中間配当11円、期末配当5円50銭）とさせていただきます。なお、平成29年11月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式分割前に換算すると期末配当額は11円、年間配当額は22円となります。また、連結配当性向は34.3%となっております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第23期 平成30年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,635,931</b>
現金及び預金	3,610,146
受取手形及び売掛金	3,244,432
商品	84,240
仕掛品	70,599
原材料及び貯蔵品	12,622
繰延税金資産	287,871
その他	326,040
貸倒引当金	△24
<b>固定資産</b>	<b>9,547,454</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,888,325</b>
建物及び構築物	2,097,017
機械装置及び運搬具	629,776
工具、器具及び備品	138,081
土地	1,572,515
リース資産	1,450,935
<b>無形固定資産</b>	<b>1,348,799</b>
ソフトウェア	752,588
リース資産	543,073
その他	53,138
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,310,328</b>
投資有価証券	1,837,847
繰延税金資産	21,896
その他	454,584
貸倒引当金	△4,000
<b>資産合計</b>	<b>17,183,385</b>

科目	第23期 平成30年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,308,323</b>
買掛金	1,014,468
リース債務	425,651
未払費用	964,448
未払法人税等	100,074
製品保証引当金	34,817
その他	768,862
<b>固定負債</b>	<b>2,297,035</b>
リース債務	1,625,920
繰延税金負債	163,384
退職給付に係る負債	164,065
長期未払金	240,028
その他	103,636
<b>負債合計</b>	<b>5,605,359</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>10,994,841</b>
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,065
利益剰余金	9,057,849
自己株式	△139
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>583,184</b>
その他有価証券評価差額金	589,611
退職給付に係る調整累計額	△6,426
<b>純資産合計</b>	<b>11,578,025</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>17,183,385</b>

# 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第23期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	19,471,553
売上原価	15,451,590
売上総利益	4,019,963
販売費及び一般管理費	3,200,760
営業利益	819,203
営業外収益	83,998
受取利息	191
受取配当金	32,286
持分法による投資利益	216
補助金収入	33,500
その他	17,803
営業外費用	39,106
支払利息	34,494
株式交付費	4,521
その他	90
経常利益	864,094
特別損失	4,366
固定資産除却損	4,366
税金等調整前当期純利益	859,728
法人税、住民税及び事業税	243,016
法人税等調整額	46,051
当期純利益	570,660
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	570,660

## 連結株主資本等変動計算書

第23期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	1,398,557	473,557	8,682,635	－	10,554,749
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	32,508	32,508	－	－	65,017
剰余金の配当	－	－	△195,447	－	△195,447
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	570,660	－	570,660
自己株式の取得	－	－	－	△139	△139
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	32,508	32,508	375,213	△139	440,091
平成30年3月31日残高	1,431,065	506,065	9,057,849	△139	10,994,841

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	407,369	△57,746	349,622	10,904,372
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	－	－	－	65,017
剰余金の配当	－	－	－	△195,447
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	570,660
自己株式の取得	－	－	－	△139
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	182,242	51,319	233,561	233,561
連結会計年度中の変動額合計	182,242	51,319	233,561	673,653
平成30年3月31日残高	589,611	△6,426	583,184	11,578,025

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第23期 平成30年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,009,551</b>
現金及び預金	2,578,631
受取手形	2,763
売掛金	2,775,437
商品	69,876
仕掛品	58,280
原材料及び貯蔵品	12,622
前払費用	271,571
繰延税金資産	220,974
その他	19,400
貸倒引当金	△6
<b>固定資産</b>	<b>9,585,687</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,874,715</b>
建物	2,054,776
構築物	41,814
機械装置及び運搬具	629,740
工具、器具及び備品	125,582
土地	1,572,515
リース資産	1,450,286
<b>無形固定資産</b>	<b>1,330,397</b>
ソフトウェア	736,087
ソフトウェア仮勘定	22,925
リース資産	543,073
その他	28,311
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,380,574</b>
投資有価証券	1,837,847
関係会社株式	95,000
長期前払費用	130,658
差入保証金	310,268
その他	8,800
貸倒引当金	△2,000
<b>資産合計</b>	<b>15,595,238</b>

科目	第23期 平成30年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,508,121</b>
買掛金	654,787
リース債務	425,094
未払金	429,435
未払費用	699,582
未払法人税等	37,923
未払消費税等	57,311
製品保証引当金	34,817
その他	169,170
<b>固定負債</b>	<b>2,255,465</b>
リース債務	1,625,537
繰延税金負債	165,626
退職給付引当金	118,720
長期未払金	218,364
その他	127,216
<b>負債合計</b>	<b>4,763,586</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>10,242,041</b>
<b>資本金</b>	<b>1,431,065</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>506,065</b>
資本準備金	506,065
<b>利益剰余金</b>	<b>8,305,048</b>
利益準備金	175,000
その他利益剰余金	8,130,048
固定資産圧縮積立金	104,563
別途積立金	4,500,000
繰越利益剰余金	3,525,485
<b>自己株式</b>	<b>△139</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>589,611</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>589,611</b>
<b>純資産合計</b>	<b>10,831,652</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>15,595,238</b>

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第23期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	15,526,250
売上原価	12,192,444
売上総利益	3,333,806
販売費及び一般管理費	2,808,998
営業利益	524,807
営業外収益	221,828
受取利息	167
受取配当金	172,487
補助金収入	33,500
その他	15,673
営業外費用	38,731
支払利息	34,205
株式交付費	4,521
その他	4
経常利益	707,904
特別損失	4,236
固定資産除却損	4,236
税引前当期純利益	703,667
法人税、住民税及び事業税	139,903
法人税等調整額	40,800
当期純利益	522,963

# 株主資本等変動計算書

第23期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計	自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金					
				固定資産圧縮積立金	別積立金	繰越利益剰余金				
平成29年4月1日残高	1,398,557	473,557	473,557	175,000	89,171	4,500,000	3,213,360	7,977,531	-	9,849,645
事業年度中の変動額										
新株の発行	32,508	32,508	32,508	-	-	-	-	-	-	65,017
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	17,769	-	△17,769	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△2,377	-	2,377	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△195,447	△195,447	-	△195,447
当期純利益	-	-	-	-	-	-	522,963	522,963	-	522,963
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△139	△139
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	32,508	32,508	32,508	-	15,392	-	312,124	327,516	△139	392,395
平成30年3月31日残高	1,431,065	506,065	506,065	175,000	104,563	4,500,000	3,525,485	8,305,048	△139	10,242,041

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	407,369	407,369	10,257,014
事業年度中の変動額			
新株の発行	-	-	65,017
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△195,447
当期純利益	-	-	522,963
自己株式の取得	-	-	△139
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	182,242	182,242	182,242
事業年度中の変動額合計	182,242	182,242	574,637
平成30年3月31日残高	589,611	589,611	10,831,652

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

AGS 株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳井浩一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 澤部直彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AGS株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AGS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

AGS株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳井浩一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤部直彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AGS株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

### AGS株式会社 監査役会

常勤監査役 細 沼 弘 幸 ㊞  
 社外監査役 吉 能 久 芳 ㊞  
 社外監査役 白 田 憲 司 ㊞  
 社外監査役 橋 本 光 男 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

第1号議案

## 取締役8名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	いし い すすむ 石井 進 (昭和28年4月8日生)	昭和51年4月 株式会社埼玉銀行入社 平成15年10月 株式会社りそなホールディングス執行役員業務管理部長 平成15年10月 株式会社埼玉りそな銀行取締役 平成16年4月 株式会社りそなホールディングス執行役員サービス部長 兼システム部（アウトソーシング事業）担当 平成18年3月 りそなビジネスサービス株式会社代表取締役社長 平成21年7月 当社常務執行役員人事部担当 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成26年6月 A G Sシステムアドバイザー株式会社代表取締役社長 平成27年5月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成28年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員共済事業本部担当 平成29年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員新ビジネス戦略室担当 兼働き方改革推進室担当 平成29年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員働き方改革推進室担当 (現任)	28,425株
【取締役候補者とした理由】 石井進氏は、平成27年5月から当社代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。また、りそなグループにおける要職を歴任し、金融分野における情報化政策や経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	ふじくら ひろゆき 藤倉 広幸 （昭和34年8月12日生）	昭和58年4月 サイギンコンピューターサービス株式会社（現当社）入社 平成18年4月 当社法人企画部長兼法人営業第二部長 平成19年10月 当社管理本部副本部長兼公開準備室長 平成23年5月 当社執行役員企画部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員事業推進本部長 平成27年5月 当社取締役兼専務執行役員事業推進本部長兼保険医療事業本部担当 平成28年7月 当社取締役兼専務執行役員事業推進本部長兼保険医療事業本部担当兼共済事業本部担当兼システム統括部担当兼クラウドビジネス推進室担当 平成29年1月 当社取締役兼専務執行役員事業推進本部長兼システム統括部担当兼クラウドビジネス推進室担当 平成29年11月 当社取締役兼専務執行役員事業推進本部長兼システム統括部担当兼クラウドビジネス推進室担当兼新ビジネス戦略室担当（現任）	17,203株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藤倉広幸氏は、当社の事業推進を統括・執行しており、長年にわたり当社事業を牽引するなど、情報サービス産業における豊富な経験と卓越した専門的見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	おいかわ かずひろ 及川 和裕 （昭和39年2月12日生）	昭和62年4月 昭和コンピュータシステム株式会社（現当社）入社 平成24年6月 当社企画部長 平成27年5月 当社執行役員企画部・人事部担当兼企画部長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員企画部・人事部担当兼企画部長 平成28年7月 当社取締役兼執行役員企画部・人事部担当 平成29年6月 当社取締役兼常務執行役員企画部・人事部担当（現任）	8,400株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>及川和裕氏は、現在経営企画や財務及び内部統制の責任者を務めており、経営戦略立案やコンプライアンス・リスク管理における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<b>4</b> 新任	はら とし き <b>原 俊樹</b> （昭和35年4月1日生）	昭和57年 4月 株式会社協和銀行入社 平成20年 4月 株式会社りそな銀行執行役員 大阪地域担当 平成26年 4月 同社代表取締役副社長兼執行役員 東日本担当統括 平成27年 4月 株式会社近畿大阪銀行取締役 平成29年 4月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員 人材サービス部副担当 平成29年 4月 株式会社りそなホールディングス代表執行役 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成29年 6月 同社取締役兼代表執行役 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成30年 4月 同社取締役（現任）（平成30年6月22日退任予定） 平成30年 4月 当社顧問（現任）	—
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 原俊樹氏は、りそなグループの要職を歴任し、金融機関における営業部門等の業務経験ならびに人事部門をはじめとして経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<b>5</b> 再任 社外 独立	ます こ つね お <b>増古 恒夫</b> （昭和21年3月19日生）	昭和44年 4月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成10年 6月 秩父小野田株式会社（現太平洋セメント株式会社）情報システム部長代行 平成10年10月 太平洋セメント株式会社情報システム副部長 平成13年 6月 パシフィックシステム株式会社代表取締役副社長 平成21年 6月 同社代表取締役社長 平成23年 6月 同社取締役会長 平成24年 6月 同社相談役 平成25年 6月 当社取締役（現任）	20,000株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 増古恒夫氏は、上場会社の経営者としての豊富な経験と情報サービス産業に関する高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任 社外	もりたに ゆみこ 森谷 由美子 （昭和30年1月5日生）	昭和52年 4月 株式会社協和銀行入社 平成19年 1月 株式会社りそなホールディングスオペレーション改革部業務サポート室長 平成20年 6月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役 平成23年 6月 りそなビジネスサービス株式会社専務取締役 平成27年 4月 同社顧問 平成27年 6月 当社取締役（現任）	2,637株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>森谷由美子氏は、経営に関する豊富な経験と取締役会の意思決定の妥当性及び適正性確保に関する高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	おかだ ひろゆき 岡田 博之 （昭和28年10月1日生）	昭和52年 4月 大宮市役所（現さいたま市役所）入庁 平成18年10月 さいたま市政策局政策企画部システム管理課長 平成21年11月 同市市長公室報道監 平成23年 4月 同市理事広報監 平成24年 4月 同市政策局理事情報統括監 平成27年 6月 A G S システムアドバイザー株式会社取締役（現任） 平成27年 6月 当社取締役（現任）	-
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>岡田博之氏は、行政分野における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	ま げし たか き 馬橋 隆紀 (昭和22年12月25日生)	昭和51年 4月 弁護士登録 昭和53年 8月 馬橋法律事務所所長 平成13年 4月 埼玉弁護士会会長・日本弁護士連合会理事 平成20年 2月 財務省第4入札等監視委員会委員長（現任） 平成21年 4月 埼玉県労働委員会会長 平成26年 3月 埼玉県人事委員会委員長 平成28年 6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事（現任） (平成30年6月20日退任予定) 平成29年 6月 当社取締役（現任）	272株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>馬橋隆紀氏は、弁護士としての法務に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして反映していただけると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増古恒夫氏、森谷由美子氏、岡田博之氏及び馬橋隆紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡田博之氏は、当社子会社であるAGSシステムアドバイザー株式会社の取締役（非業務執行取締役）であります。
4. 当社は、増古恒夫氏、森谷由美子氏、岡田博之氏及び馬橋隆紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、増古恒夫氏、岡田博之氏及び馬橋隆紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、AGS役員持株会を通じての保有分を含めた平成30年3月31日現在の状況を記載しております。

第2号議案

監査役4名選任の件

監査役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	ほそ ぬま ひろ ゆき 細 沼 弘 幸 (昭和29年5月2日生)	昭和52年4月 株式会社埼玉銀行入社 平成11年11月 株式会社あさひ銀行システム部副部長 平成17年4月 中間法人CRD協会入社 平成17年12月 当社入社 平成19年6月 株式会社シービーシー(現AGSビジネスコンピュータ株式会社)取締役総務部長 平成20年10月 同社取締役兼執行役員総務部長 平成20年12月 当社執行役員情報処理本部長 平成20年12月 AGSプロサービス株式会社取締役 平成21年10月 当社常勤監査役(現任) 平成25年6月 AGSプロサービス株式会社監査役(現任) 平成27年10月 AGSビジネスコンピュータ株式会社監査役(現任) 平成28年4月 株式会社データエイジ監査役	32,166株
		<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>細沼弘幸氏は、平成21年10月から当社監査役を務めており、経営の監査及び監督を適切に行っております。また、金融分野における情報化政策や経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものです。</p>	
2 再任 社外	はく た けん じ 白 田 憲 司 (昭和26年7月25日生)	昭和50年4月 株式会社埼玉銀行入社 平成15年6月 株式会社埼玉りそな銀行取締役兼執行役員企画部長兼リスク統括部担当 平成16年10月 日本光電工業株式会社内部監査役 平成17年6月 同社取締役兼経理部長 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成27年6月 当社監査役(現任) 平成27年6月 大栄不動産株式会社監査役(現任) 平成27年6月 富士倉庫運輸株式会社監査役(現任)	—
		<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>白田憲司氏は、監査部門及び経理部門における業務を担当した経歴があり、監査及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	はしもと みつお 橋本 光男 （昭和23年2月10日生）	昭和45年 4月 埼玉県庁入庁	-
		平成13年 4月 同県総務部 IT推進局長	
平成17年 4月 同県総合政策部長			
平成19年10月 同県副知事			
平成23年 3月 全国知事会事務総長			
平成28年 6月 当社監査役（現任）			
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>橋本光男氏は、行政分野における豊富な経験と高い見識を有しており、経営を行う経営陣から独立した立場での客観的な視点を、当社の監査に活かして反映していただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 新任 社外	すぎなか まさき 杉中 正樹 （昭和31年1月19日生）	昭和55年 4月 株式会社協和銀行入社	-
		平成17年 1月 株式会社りそな銀行システム部部付部長	
平成18年 3月 N T T データソフィア株式会社システム統括本部 システム開発本部 システム企画部長			
平成19年 6月 同社取締役システム統括本部 システム開発本部 システム企画部長			
平成22年 7月 同社取締役システム開発本部長			
平成23年 6月 同社常務取締役システム開発本部長			
平成29年 4月 同社常務取締役（現任）（平成30年6月11日退任予定）			
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>杉中正樹氏は、情報化政策分野に長年にわたって携われ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白田憲司氏、橋本光男氏及び杉中正樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、白田憲司氏、橋本光男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、杉中正樹氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、橋本光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、AGS役員持株会を通じての保有分を含めた平成30年3月31日現在の状況を記載しております。

## 第3号議案

**取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役報酬等の額は平成19年6月21日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。本割当契約において定める内容の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限期間満了前の地位喪失時の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 譲渡制限期間満了時の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編時等の取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

その場合においては、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2  
ラフレさいたま 4階 櫓の間  
TEL 048-601-1111 (代)

交通 J R京浜東北線・宇都宮線・高崎線  
「さいたま新都心」駅 下車  
徒歩10分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。